

平成17年4月1日

IBSA 世界ユース選手権大会選手、役員派遣方針

日本身体障害者水泳連盟

- 1、水泳選手団は、礼儀と規律を遵守し、健康で元気ある日本の代表にふさわしく、他の参加国との友好と親善に寄与できる選手、役員をもって編成する。
- 2、選手の派遣は6名(男3、女3を想定)とし、次の条件を満たす者の内から常任理事会で選考する。

連盟登録者(2005年登録予定者含む)

2005年12月31日現在で13歳から19歳の視覚障害者

2005年強化指定選手

あるいは

2004年ジャパンパラリンピック出場標準記録を達成している者、または達成していることが証明できる者。

- 3、役員は、技術委員会、クラス分け委員会からの推薦があった者から若干名を選考する。
- 4、未成年選手の大会に鑑み、特に保護者の介助が必要と認められる選手については、保護者の自費による参加を認め、介助者として選考する。
- 5、その他  
JPC には、選手、役員にかかる参加費用の軽減のため、助成を要望する。